

税と他の公金を一体的に徴収する組織の状況

	組織の状況 ※						取扱っているもの							その他
	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	組織名	人数	国保税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	上水道料金	下水道料金	学校給食費	公営住宅家賃	
1 千葉市	○				債権管理課	16	○	○	○		○	○	○	保育料等 保育料、下水道受益者負担金
2 銚子市		○			債権管理室	12	○	○	○		○			
3 市川市				○										
4 船橋市	○				債権管理課	45	○	○	○		○	○	○	保育料、下水道事業受益者負担金、療育療 養に関する徴収金等の強制徴収公債権・奨 学金返還金・し尿収集手数料 他
5 館山市			○					○	○					
6 木更津市			○					○	○					保育園保育料、下水道事業受益者負担金 ただし、移管を受けた債権に限る
7 松戸市	○				債権管理課	35	○	○	○		○		○	
8 野田市			○				○	○	○					
9 茂原市				○										
10 成田市		○			債権回収対策室	5		○	○		○	○		下水道受益者負担金、保育料、 時間外保育料、その他非強制徴収債権の一部
11 佐倉市				○										
12 東金市		○			滞納整理係	9		○	○					
13 旭市				○										
14 習志野市	○				債権管理課	7	○	○	○					保育所保育料、未熟児養育医療返還金、生 活保護費返還金(強制徴収分)
15 柏市	○				債権管理課	7	○	○	○		○	○	○	
16 勝浦市			○					○	○					保育園保育料、生活保護費返還金 こどもルーム保育料、児童扶養手当返還金、 高校入学準備資金貸付金、母子寡婦福祉 資金貸付金、学校給食費
17 市原市			○				○	○	○					
18 流山市		○			債権回収対策室	4	○	○	○					
19 八千代市		○			債権管理室	6	○	○	○					
20 我孫子市		○			債権回収室	2		○	○		○			保育園保育料、下水道事業受益者負担金、土地 区画整理事業清算金、生活保護法第77条の 2第1項の規定による徴収金
21 鴨川市				○										
22 鎌ヶ谷市				○										
23 君津市			○					○	○					
24 富津市			○					○	○					
25 浦安市				○				○	○					
26 四街道市		○			債権回収室	3		○	○					国保税、保育料
27 袖ヶ浦市				○										
28 八街市				○										
29 印西市		○			債権回収対策室	7		○	○					国民健康保険税、保育園保険料 保育料(平成28年度から)
30 白井市			○					○	○					
31 富里市				○			○							保育所保育料、農業集落排水使用料、幼稚園保 育料、学童クラブ使用料、病院診察代、生活保護 費返還金、法人市民税
32 南房総市			○					○	○					
33 匝瑳市			○					○	○					
34 香取市	○				債権管理課	3		○	○		○			
35 山武市		○			債権回収対策係	4		○	○	○	○	○	○	
36 いすみ市			○					○	○					生活保護費返還金、保育料
37 大網白里市			○					○	○					
38 酒々井町			○	○				○	○					
39 栄町			○					○	○					
40 神崎町				○										
41 多古町			○					○	○					
42 東庄町			○					○	○					
43 九十九里町				○										
44 芝山町				○										
45 横芝光町				○										
46 一宮町				○										
47 睦沢町				○										
48 長生村				○										
49 白子町				○										
50 長柄町				○										
51 長南町				○										
52 大多喜町				○										
53 御宿町				○										
54 鋸南町			○				○	○	○					
市計	6	9	12	10		165								
町村計	0	0	4	13		0								
県計	6	9	16	23		165								

※「組織の状況」区分

- (ア) 債権回収を一元的に行う課を設置している。
- (イ) 債権回収を一元的に行う課は設置していないが、室・班・係を設置している。
- (ウ) 収税担当課において、税以外の徴収を行っている。
- (エ) 他の公金との一体的な徴収は行っていない。

※この表で国保税は、他の公金としていない。

※南房総市は、合併前の団体が賦課した国保税の滞納繰越分を取り扱っている。